

# 一般社団法人岐阜県観光連盟広告掲載要綱

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人岐阜県観光連盟（以下「連盟」という。）の資産を広告媒体として活用し、連盟の会員又は民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第 2 条 連盟の資産への広告掲載は、連盟の会員又は民間企業等との協働により、連盟の会員サービスの向上及び岐阜県の観光並びに地域経済の活性化を図るとともに、連盟の新たな財源を確保することを目的とする。

## (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 連盟の会員又は民間企業等により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。
- (2) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 連盟のホームページ
- (3) 広告主 広告媒体への広告掲載の決定を受けたものをいう。

## (広告掲載の対象)

第 4 条 次のいずれかに該当する業種又は事業者等に係るものは、広告掲載の対象としない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に該当するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び次の①から⑦までのいずれかに該当するもの
  - ① 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人

又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

- ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- ⑤ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- ⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- ⑦ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当するもの

(6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(7) 調査会社、探偵事務所等に関するもの

(8) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他これに類する取引に関するもの

(9) 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの

(10) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの

(11) ギャンブルに係るもの（公営によるものを除く。）

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと連盟が認めるもの

2 広告内容（広告主が指定したリンク先のホームページの内容を含む。）が次の各号のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公序良俗に反するもの又は青少年の健全な育成を阻害するもの

(3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

(6) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）

(8) 個人の氏名広告

(9) 比較広告

(10) 当該広告の内容を連盟が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの

(11) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと連盟が認めるもの

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は連盟が別に指定するものとする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、連盟が別に指定するものとする。

(広告の掲載開始日等及び掲載期間)

第7条 連盟のホームページにおける広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。

2 連盟のホームページにおける広告の掲載期間は1か月単位とし、原則として1か月以上12か月以内とする。

(広告の募集方法等)

第8条 広告は、原則として連盟ホームページで公募するものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設定したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 連盟は、公募を行うにあたり、広告主となり得る者等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、別記第1号様式により、広告原稿又はその案（電子データに限る。）を添付のうえ、連盟が指定する期日までに広告の掲載を申し込むものとする。

2 連盟は、前項の規定による申込みがあった場合で必要があると認めるときは、広告掲載希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(選定順位)

第10条 連盟は、次の各号に定める順位により、掲載する広告の選定順位を決定するものとする。

(1) 連盟の会員による広告

(2) 岐阜県の観光に係る法人及び団体（前号に掲げるものを除く。）による広告

(3) 岐阜県内に事業所を有するもの（前各号に掲げるものを除く。）による広告

- (4) 公益法人及び公益的団体（前各号に掲げるものを除く。）による広告
- (5) 私企業のうち公益的性格を有するもの（前各号に掲げるものを除く。）による広告
- (6) 前各号以外のものによる広告

2 前項各号によっても順位が決定できない場合は抽選とする。

（広告掲載の決定）

第 11 条 連盟は、第 9 条の規定による広告掲載の申込みがあった場合には、第 4 条及び第 6 条並びに前条の規定に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 連盟は、広告掲載の可否を決定した時は、別記第 2 号様式により、広告掲載希望者に通知する。

（広告審査会）

第 12 条 前条第 1 項の規定に基づき広告掲載の可否を審査するため、広告審査会を設置する。

2 広告審査会の委員長は常務理事を、委員は事務局長、各課長、ホームページ担当の職にあるものをもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、事務局長がその職務を代理する。

（会議）

第 13 条 広告審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 広告審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 広告審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決すところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

5 上記に関わらず委員長が特に認めるときは、委員全員の回議により会議の議事に代えることができる。

（広告原稿の提出及び確認）

第 14 条 広告主は、広告原稿（ホームページのバナー広告の校正済み画像データ。）を、連盟が指定する日までに、連盟が指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿の作成に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 連盟は、提出された広告原稿の内容が、申込書に記載された内容と相違なく、かつ、本要綱及び募集要領に適合していることを確認しなければならない。

4 連盟は、前項の規定による確認の結果、第4条又は第6条の規定に反すると認めるときは、広告主に対して修正等を命じることができ、広告主はこれに応じなければならない。広告掲載後においても同様とする。

(広告掲載料)

第15条 広告の掲載料は、連盟が別に定める。

2 広告主は、広告掲載料を、連盟が指定する日までに一括納入するものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第16条 連盟は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても広告主への催告等を行わずに広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を一時中止（以下「取消し等」という。）することができる。

- (1) 第14条第1項の規定による指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 広告主が連盟の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
- (6) 広告主が、第15条第2項の規定による指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (7) 広告主が、第4条第1項に規定する業種及び事業者等であることが判明したとき。
- (8) 広告主が、第14条第4項の規定による修正等の求めに応じないとき。
- (9) 広告主又は広告の内容等が本要綱又は募集要領に抵触する事実が判明したとき。
- (10) 連盟の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

2 連盟は、前項の規定により広告掲載の取消し等をしたときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による広告掲載の取消し等により広告主が損害を受けることがあっても、連盟はその賠償の責めを負わない。

(広告掲載の取下げの申出)

第17条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により連盟に申し出なければならない。

2 連盟は、前項の規定による申出があったときは、直ちに、広告掲載の決定を取り消すものとする。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、連盟のホームページにおける広告掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、既納の広告掲載料のうち、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、連盟が連盟ウェブサイトの運

営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、第 1 号に掲げる理由による一時停止の期間が 2 日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

#### (広告の変更)

第 19 条 広告主は、連盟ホームページにおける広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、連盟にあらかじめ協議するものとし、第 14 条第 1 項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 14 条第 3 項の規定に準ずるものとする。

#### (リンク先の変更)

第 20 条 広告主は、連盟ホームページにおける広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日の 7 営業日前(土、日、祝日等を除く。)までに連盟に届け出るものとする。

#### (広告主の責務)

第 21 条 広告主は、第 4 条第 2 項に規定する広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

#### (協議)

第 22 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、連盟と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### (裁判管轄)

第 23 条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、岐阜地方裁判所に提訴するものとする。

#### (その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、連盟が別に定める。

附則

この要綱は平成 22 年 8 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。